

# 公共建築の品質確保のために

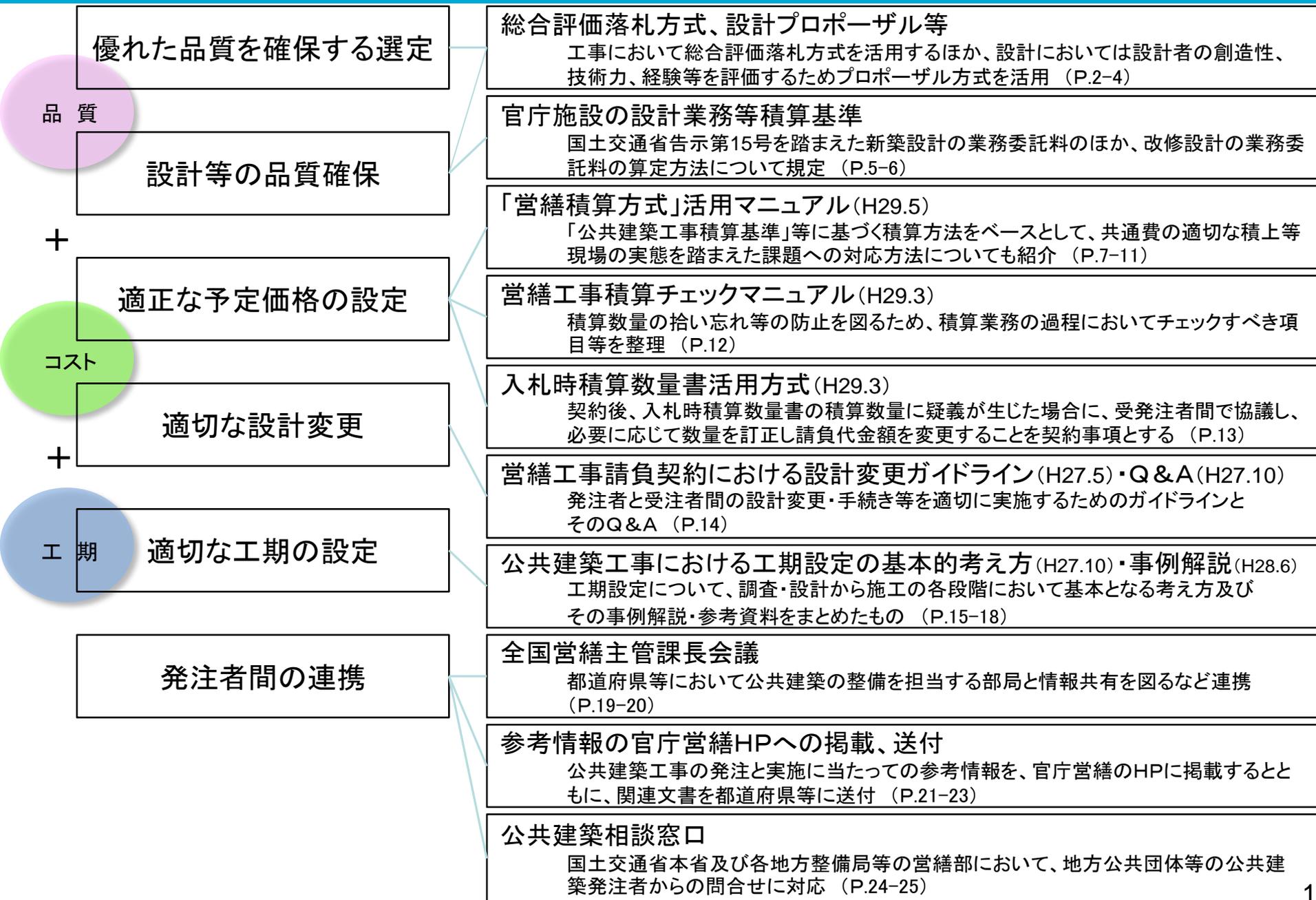
— 品確法を踏まえた官庁営繕の取組 —

---

国土交通省大臣官房官庁営繕部

平成29年6月

# 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組



# 工事における総合評価落札方式の活用

品確法において、基本理念として、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**による公共工事の品質確保について規定。

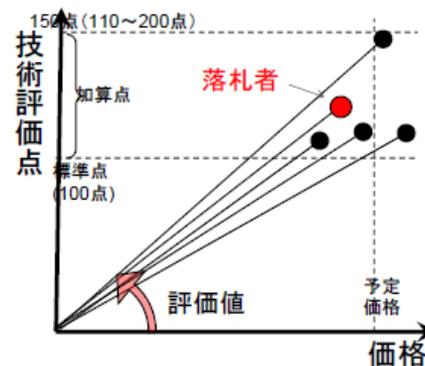
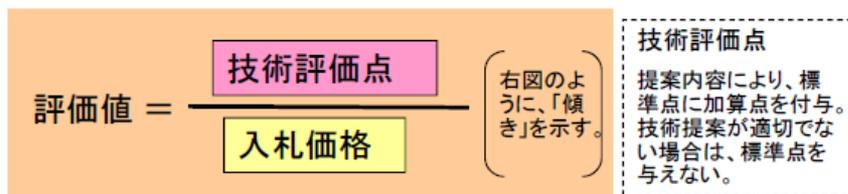
## 第3条第2項

**公共工事の品質**は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならない。

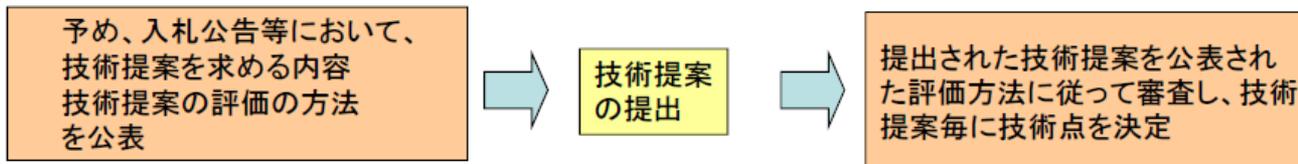
**「総合評価落札方式」**は、施工品質、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式です。

### 【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



### 【総合評価落札方式の手続きの流れ】



### 【想定される総合評価の評価項目】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

建築審議会答申(平成3年3月)において、

「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である」

ことを踏まえ、建築設計者の選定の在り方について基本的な考え方が示されました。

国交省官庁営繕においては、これを受け、平成6年度から建築設計者の選定に「プロポーザル方式」を導入しています。

品確法においても、設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、技術者の能力、技術提案の評価等による品質の確保について求められています。

#### 品確法第3条第11項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

#### 基本方針

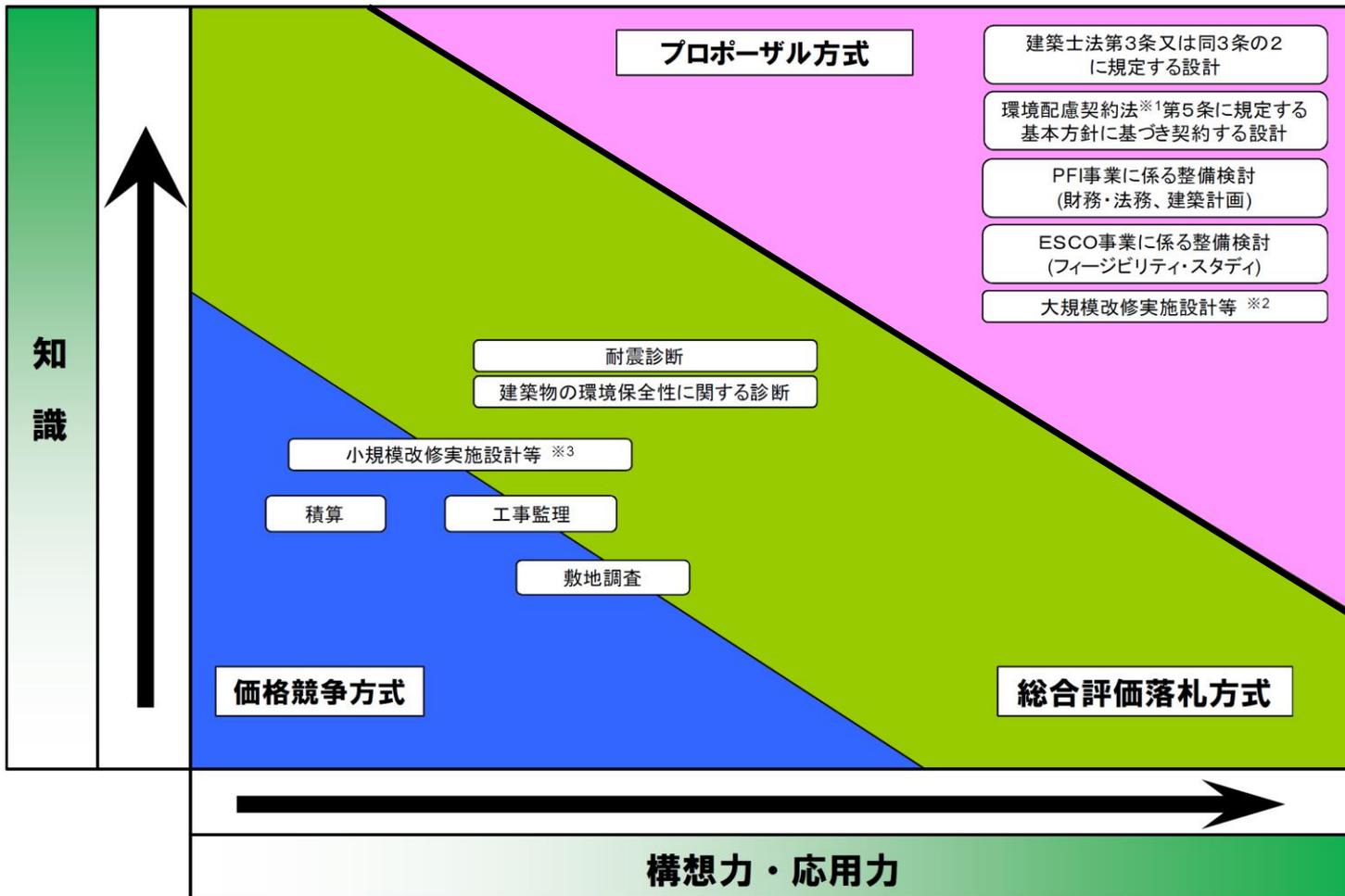
公共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)においても、設計業務等の入札契約方式としてプロポーザル方式、総合評価落札方式等があげられています。

# 設計業務等の発注方式の選定の考え方

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」において、調査・設計業務の発注手続きについて定めています。

標準的な業務内容に応じた発注方式事例



## プロポーザル方式

- ・評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、**技術的に最適な者**を特定。
- ・当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案書に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる**場合に選定。

## 総合評価落札方式

- ・評価テーマに関する技術提案(標準型のみ)と当該業務の実施方針を求め、**価格と総合評価**。
- ・事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等により、**調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることができる**場合に選定。

※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする

# 改修設計業務の委託料の算定について

「官庁施設の設計業務等積算基準・同要領」では、

国土交通省告示第15号を踏まえた新築設計及び告示第670号を踏まえた耐震改修設計等の業務委託料の算定方法のほか、

改修設計業務の積算基準・同要領を踏まえた耐震改修設計等の業務委託料の算定方法を示す。

**業務委託料＝直接人件費＋諸経費＋技術料等経費＋特別経費＋消費税等相当額**

- ・ 直接人件費 : 下図により算定
- ・ 諸経費 : 直接人件費×1.0を計上
- ・ 技術料等経費 : (直接人件費＋諸経費)×0.2を計上
- ・ 特別経費 : 特許使用料等の費用を計上

**直接人件費＝(一般業務＋追加業務)の業務人・時間数×直接人件費単価**

直接人件費の業務人・時間数

一般業務

**実施設計に関する標準業務を対象とし、業務人・時間数を次の方法により算定**

- ① 図面目録を作成
- ② 図面1枚毎の業務人・時間数を算定
- ③ ①と②から工事内容に即した一般業務に係る業務人・時間数を算定

追加業務

**一般業務に含まれない業務を実施する場合は、追加業務として、これに要する業務人・時間数を加算**

【主な追加業務の例】

- ① 基本設計の内容に相当する業務
- ② 既存施設の現況の詳細調査
- ③ 積算業務

# 改修設計業務の図面目録の例

「建築工事設計図書作成基準」や「建築設備工事設計図書作成基準」を参考にして図面目録を作成

## 設備改修の場合の 図面目録の作成例(抜粋)

- 建物規模：  
RC-2  
延べ面積750m<sup>2</sup>程度の庁舎
- 改修内容：  
空気調和設備の更新改修  
及び付帯工事

	図面名称	縮尺
1	改修工事特記仕様書(機械設備工事の部)	
2	案内図・配置図・断面図	1/200
3	機器表(新設)(撤去)	
4	空気調和設備 配管・ダクト系統図	
5	空気調和設備 1・2・階配管・ダクト平面図(新設)	1/100
6	空気調和設備 R階配管・ダクト平面図(新設)	1/100
7	空気調和設備 1・2階配管・ダクト平面図(撤去)	1/100
8	空気調和設備 R階配管・ダクト平面図(撤去)	1/100
9	空気調和設備 機械室 配管・ダクト詳細図(新設)(撤去)	1/50
10	自動制御設備 システム図(新設)(撤去)	
11	自動制御設備 1・2階 平面図(新設)	1/100
12	自動制御設備 R階 平面図(新設)	1/100
13	自動制御設備 1・2階 平面図(撤去)	1/100
14	自動制御設備 R階 平面図(撤去)	1/100
:	.....	
20	改修工事特記仕様書(電気設備工事の部)	
21	電灯設備 1・2階(照明・コンセント)平面図(改設)	1/100
:	.....	

# 適正な予定価格の設定

- 「適正な予定価格の設定」については、「『営繕積算方式』活用マニュアル」や「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成しています。
- また、「入札時積算数量書活用方式」について、平成29年度の試行結果を踏まえ、平成29年度から直轄の営繕工事において本実施に移行しています。
- これらについて、地方公共団体等に対し、各種会議等における説明を通じ普及・促進を図っています。

## 『営繕積算方式』活用マニュアル

実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定し、施工条件の変更や物価変動等に対応できる積算手法である「営繕積算方式」(\*)を分かりやすく解説したものです。

### ※公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化

- |                |                  |            |
|----------------|------------------|------------|
| ○ 共通仮設費の適切な積上  | ○ 物価スライド         | ○ 適切な工期設定  |
| ○ 最新単価の適用      | ○ 見積活用方式         | ○ 積算条件の明示  |
| ○ 市場単価補正方式     | ○ 地域外労働者の確保費用の計上 | ○ 適切な数量算出等 |
| ○ 工期連動型共通費積算方式 |                  |            |

## 営繕工事積算チェックマニュアル

数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図るため、積算の各過程でチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理したものです。

### マニュアルの構成(新営・改修)

- 数量算出チェックリスト  
(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)
- 積算数量調書チェックリスト  
(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)
- 数量チェックシート(建築のみ)  
(例:コンクリート総量は延床面積×(0.8~1.0 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)の範囲であるか否か)

## 入札時積算数量書活用方式

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促します。(入札説明書に明記)
- 契約後、「入札時積算数量書」の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議\*し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とします。(契約書に位置付け)

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合に可能

# 『営繕積算方式』活用マニュアルの普及・促進

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、**実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するため、『営繕積算方式』活用マニュアルを普及・促進**

**直轄工事(営繕工事)の積算手法**を地方公共団体へ**情報提供**し、個別相談等に**丁寧に対応**

## 『営繕積算方式』

- **現場実態**に合った共通仮設費の積上 ⇒(※1)  
(共通費調査により被災地特有の実情を確認(※3))
- 適切な**工期設定**や市場価格との乖離が認められる工種の**見積活用** ⇒(※1)
- **物価上昇**等への的確な対応 ⇒(※2)

## 積算の見える化

- **共通仮設の積上げ項目**の明確化
  - ・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記(設計変更可能)
- **「見積活用方式」**の適用の明確化
  - ・入札説明書等に明記

## (※3)共通費の調査

被災3県の共通費(共通仮設費及び現場管理費)の実態調査を実施



揚重機の費用が被災地は被災地以外と比べ高くなっている



個別事案の実状を勘案した共通仮設費の適切な積上げ※が重要  
※例:揚重機(クレーン)

## 《 積算例 》

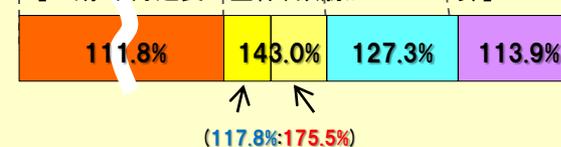
- ◆ **標準積算(H26.4) [100.0%]**  
【市場単価、標準的な共通仮設積上げ(揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員)】  
直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等



- ◆ **(※1) 被災地状況を反映 [111.0%]**  
【実勢単価(見積活用)+共通仮設の積上げ(揚重機月極調達等)+工期連動(3ヶ月加算)】  
※宮城県建設業協会資料より



- ◆ **(※2) 工期延期+価格変動 [114.6%]**  
【工期1ヶ月延長+型枠、鉄筋加工10%上昇】



## 地方公共団体等への普及・促進

- 『営繕積算方式活用』マニュアルを作成し、各種会議等で普及・促進
- 「公共建築相談窓口」において、**個別事案の相談に丁寧に対応**
- **積算情報(単価等)の共有**
- **設計や建設業の各団体**に周知

## ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積の提出を求め、単価設定で考慮  
見積単価は、過去の工事实績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定。
- 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積を収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用

### (2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- **地域外労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

### (3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

## ○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動に伴うスライド条項の適切な運用

## ○ 適切な数量の算出

### (6) 設計図書に基づく数量の適正な算出

- 予定価格算出の前提となっている数量の適正な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し

# 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化 ①

## ○現場の実情に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積上げ費用のイメージ）

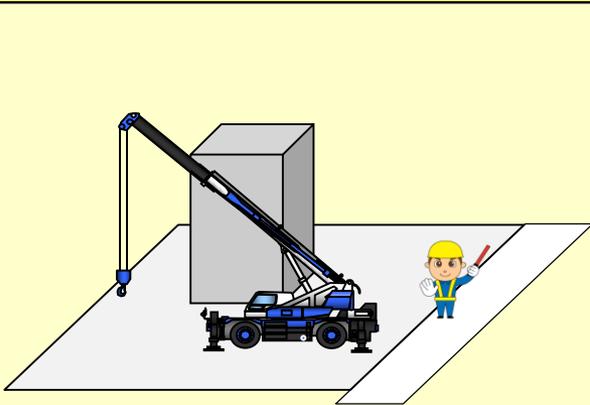
### 【ケース1】

#### 【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



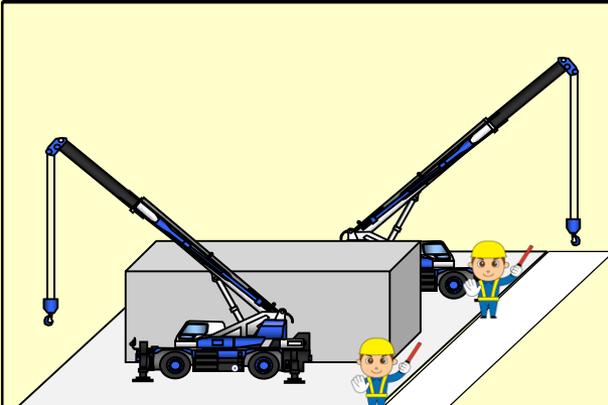
### 【ケース2】

#### 【現場条件】

- ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



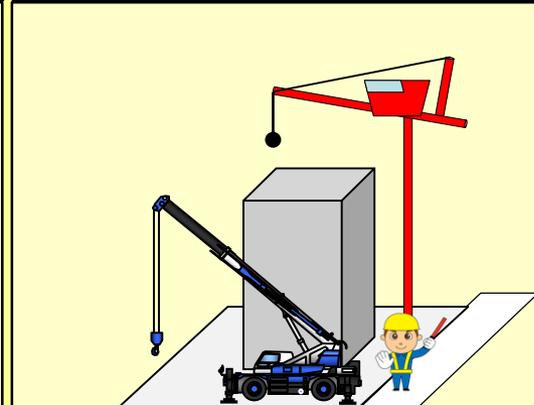
### 【ケース3】

#### 【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地が狭い前面道路は交通量少ない

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



建物規模（延床面積）は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違くと、必要とする揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、積上げ額も変動。

### 共通仮設費の比較(対比)

#### 【積算】

- ◆ 揚重 1.00倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

#### 【積算】

- ◆ 揚重 1.33倍
- ◆ 交通誘導 1.54倍

#### 【積算】

- ◆ 揚重 1.45倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

## ◆ 施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

## 明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

# 営繕工事積算チェックマニュアルの普及・促進

## 概要

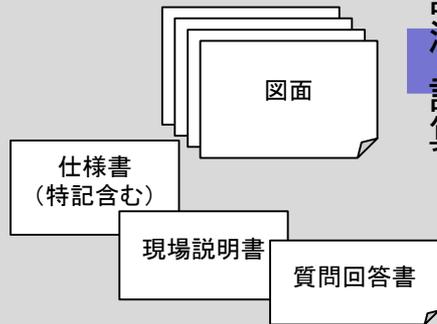
- 積算数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図ることを目的に、積算業務の各過程においてチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理(H29.3)
- 内容を分かりやすく説明する【解説版】を新たに策定(H27.10)
- 会議等各種機会を活用した地方公共団体等への普及・促進

## 構成

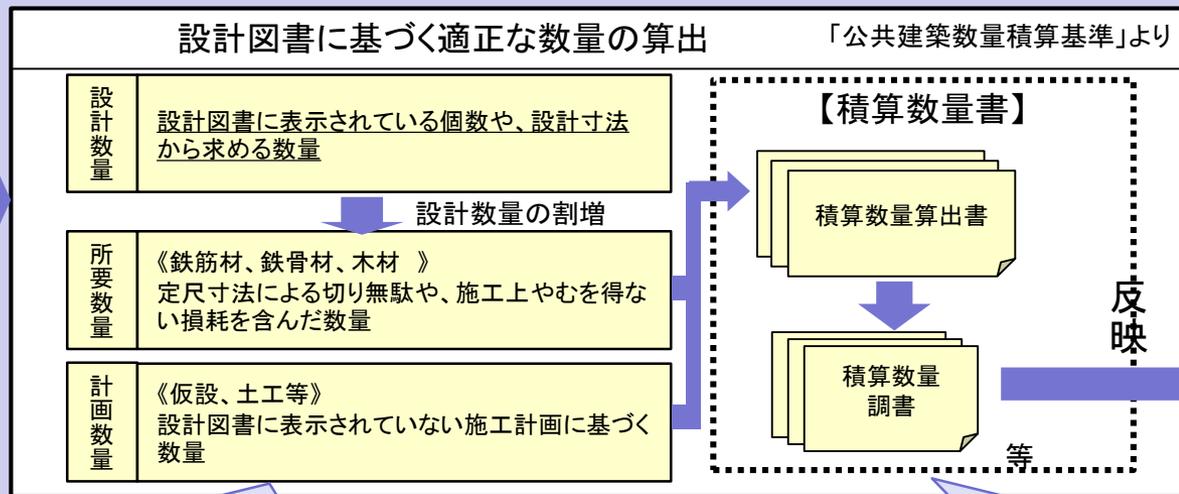
- 数量算出チェックリスト(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)
  - 積算数量調書チェックリスト(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)
  - 数量チェックシート(例:コンクリート総量は延床面積×(0.8~1.0)の範囲であるか否か)
- ※建築・電気設備・機械設備それぞれ作成(新営・改修とも。なお数量チェックシートは建築のみ)

## 数量積算の概要

### 【設計図書】



計測・計算



### 『設計図書の作成』 『施工計画の作成』

- ・設計図書間の整合
- ・設計条件の明示
- ・工程計画
- ・仮設計画(揚重機含む)
- ・土工計画(山留め含む)

### 『数量の算出』

「施工条件が明示された設計図書」及び「設計図書を踏まえた施工計画」に基づき、数量の計測、計算を実施

### 営繕工事 積算チェック マニュアル

### 『数量等のチェック』

- ・数量を算出するための項目のチェック
- ・算出した数量のチェック 等

# 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の導入

## 背景

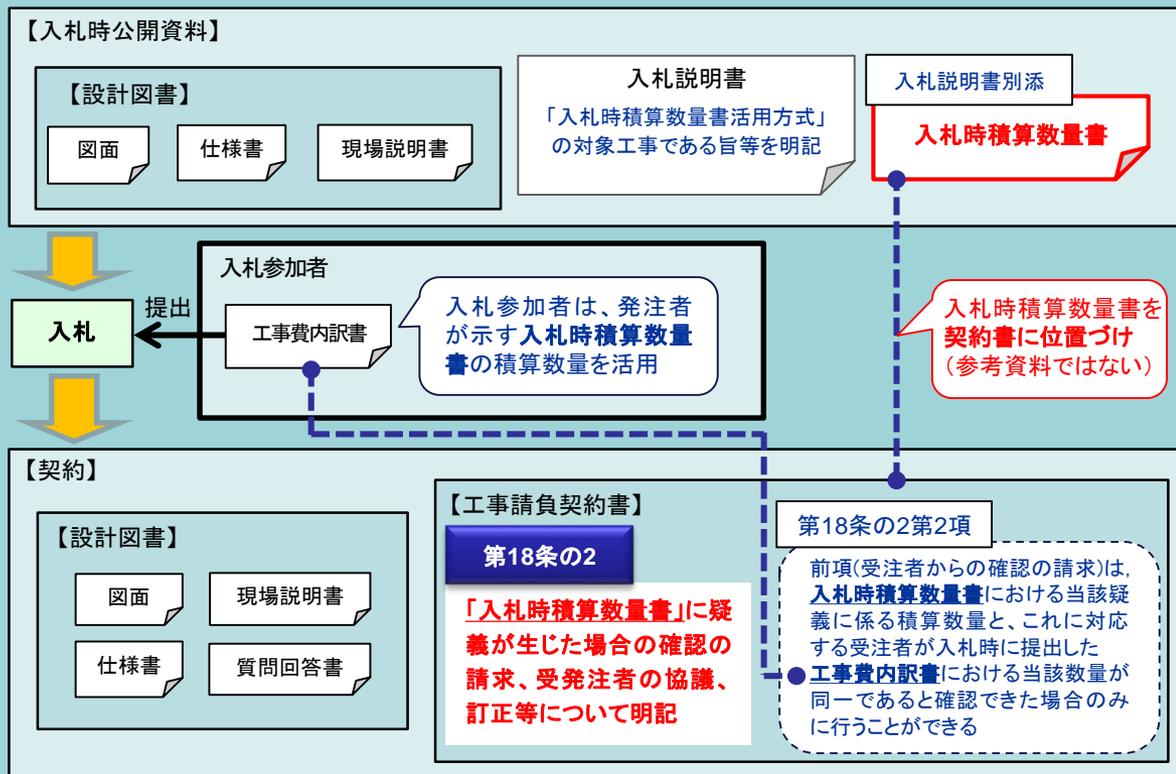
- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

## 入札時積算数量書活用方式

### 概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。**

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



## 普及・促進

- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。

# 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(以下、26年版ガイドライン)』を策定しました。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
  - ・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

## 品質法の改正(平成26年6月施行)



基本理念の追加(将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等)を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』※を改定した。

※平成29年3月に一部改定

- ◇主な改正点
  - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現

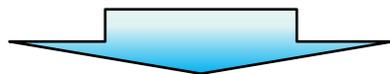
平成27年10月、Q&Aをガイドライン本体から分離し内容の充実を図った

## 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案)」

をとりまとめ、地方公共団体等に対して周知した。

# 適切な工期の設定(品確法改正への取り組み)

国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、平成27年3月25日付けで「営繕工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめました。



- 平成27年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を説明。その後、地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、

## 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。



- 今般、公共建築工事における適切な工期設定をさらに普及・促進させ、将来にわたる建設業の担い手確保と公共建築工事の品質確保に資することを目的として、建設業団体のご協力により収集した事例や意見交換をもとに、平成28年6月

## 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」

をとりまとめ、適切な工期設定のための事前調査表など参考資料と併せて公表しました。

- 官庁営繕部と地方整備局等は、各種会議等を通じて地方公共団体等への説明や意見交換を行うなどして、公共建築工事全体への適切な工期設定の普及・促進に努めています。

## ◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

### 第2 適切な工期を確保するための方策

発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階で取り組む事項

#### 1. 調査及び設計段階

(1) 次の期間の十分な想定

- ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
  - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
  - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施  
要求性能と施工中の確認事項の  
設計図書への明示

#### 2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

#### 3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

#### 4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

◆ 防止のため注意すべきポイント

#### ■ 適切な工期設定に役立つ参考資料

- 工期設定のイメージ図
- 適切な工期を設定するためのチェックシート
- 適切な工期を設定するための事前調査票
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 等

# 適切な工期設定に役立つ参考資料(1)

公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料の例として次のものがある。

## ○工期設定のイメージ図

調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例

※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf>

## ○適切な工期を設定するためのチェックシート

調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート

※各発注者が適切に工期を設定するためには、調査及び設計段階で各種の調査・調整を詳細かつ十分に実施することが極めて重要である。本チェックシートは、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx>

## ○適切な工期を設定するための事前調査票

調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提条件とすべき事項の調査票

※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc>

## ○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項

木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku\\_torikumi.html#moku\\_ryuuijikou](http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_ryuuijikou)

# 適切な工期設定に役立つ参考資料(2)

公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料が関連団体により作成されている。

## ○建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会＝日建連)

新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール

※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等個々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が重要である。

<http://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html> (日建連ホームページへ)

## ○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き

((一社)日本電設工業協会＝電設協)

電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の関係者へ説明するための知識等を整理した手引き

<http://www.jeca.or.jp/ex/120326a.html> (電設協ホームページへ)

品確法において、成績評定を自らの発注や発注者間相互において活用するため、公共工事については評価の標準化やデータベースの整備等の措置を講ずるよう、また調査・設計については公共工事に準じた措置に努めるよう規定。

## 第7条第2項

発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

## 第24条第2項

公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



公共建築工事等については、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議幹事会において、次の指針等を取りまとめ、工事及び設計業務等のそれぞれについて、成績の評価の標準化を進めています。

- 公共建築工事成績評定要領作成指針
- 建築設計等委託業務成績評定要領策定指針等

更に参加登録した発注機関の間で成績評定結果の共有化を図り、相互利用を行っています。

**品確法において、発注関係事務を適切に実施するための体制整備、発注者間相互の連携、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等について規定。**

## 第7条第3項

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

第21条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

(中略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



**全国営繕主管課長会議幹事会**において、平成17～18年度に公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討を行い、**発注者支援業務事例集等**を取りまとめました。

また、平成27年度には発注関係事務に係るアンケートを実施し、平成28年6月には**アンケート結果の取りまとめ、発注者支援業務事例集の更新及びパンフレットの作成**を行い、情報共有を図っています（「公共建築における発注関係事務に係る支援方策」のフォローアップ [http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000028.html)）。

**国交省官庁営繕**においては、本省及び各地方整備局等に**公共建築相談窓口**を設置しており、地方公共団体の公共建築の発注者の皆様からのお問い合わせに対応しています。

国土交通省のHPには、公共建築工事の発注者の役割を果たすために、参考となる各種の情報を掲載しています。

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について  
ー公共建築工事の発注者の役割ー」答申（社会資本整備審議会）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen01\\_hh\\_000168.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen01_hh_000168.html)

- 「公共建築工事の発注者の役割」ポータルサイト  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)

## 《掲載内容》

- ・技術基準
- ・研修情報
- ・発注者間の連携
- ・相談窓口一覧
- ・参考事例
- ・品確法の改正等とこれを踏まえた官庁営繕の取組
  - ・「公共建築の品質確保のためにー品確法を踏まえた官庁営繕の取組」概要
  - ・工事関係資料
  - ・設計関係資料
  - ・関連リンク

国土交通省のHPには、公共工事の品質確保のための各種の情報を掲載しています。

- 改正品確法及び同法に基づく基本方針についての掲載ページ  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)
- 改正品確法に基づく運用指針、ガイドラインについての掲載ページ  
<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>

- 官庁営繕のページでは建築事業に関する参考情報を掲載  
<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>
  - 公共建築の品質確保  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000029.html)
  - 入札・契約手法  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000085.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000085.html)
  - 円滑な施工確保対策  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html)
  - 関係法令及び技術基準  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_index.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)

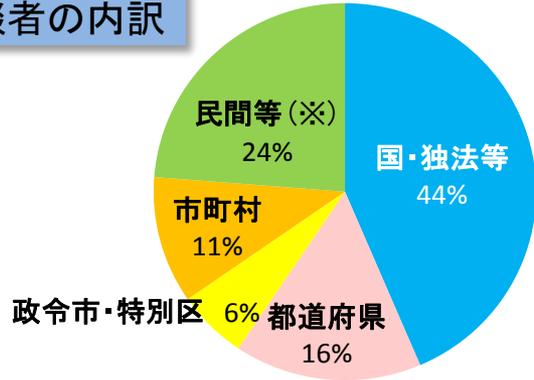
# 地方公共団体に送付した参考文書

公共建築工事の発注者の役割を果たすために参考としていただくよう、次に掲げる文書を都道府県・政令市に送付しています。

	営繕担当課長あて文書(官庁営繕部発)		契約部局あて文書(建設業課発)	
	発出日	文書番号	発出日	文書番号
「営繕積算方式」活用マニュアル (改訂)	H27.10.27	国営積第16号	H27.10.27	国入企第9号
営繕工事積算チェックマニュアル (解説版)	H27.10.27	国営積第16号	H27.10.27	国入企第9号
営繕工事積算チェックマニュアル (改定)	H29.3.29	事務連絡		
入札時積算数量書活用方式	H28.4.5 H29.3.14	国営積第1号(試行) 国営積第26号(本実施)	H28.6.30	国入企第7号
公共建築工事における工期設定の 基本的考え方	(H27.10.21)	(全国営繕主管課長会議に おいて了承)	H28.6.30	国入企第7号
公共建築工事における工期設定の 基本的考え方(事例解説)	(H28.6.2)	(全国営繕主管課長会議に おいて了承)	H28.6.30	国入企第7号
「官公庁施設整備における発注者の あり方について」 (社会資本整備審議会答申)	H29.1.20	国営計第86号	H29.1.24	国入企第20号

- 平成28年度は、**2,602件**の相談に対応。(平成27年度は2,488件の相談を受付)
- 公共発注機関からの相談が全体の約8割。

## 相談者の内訳



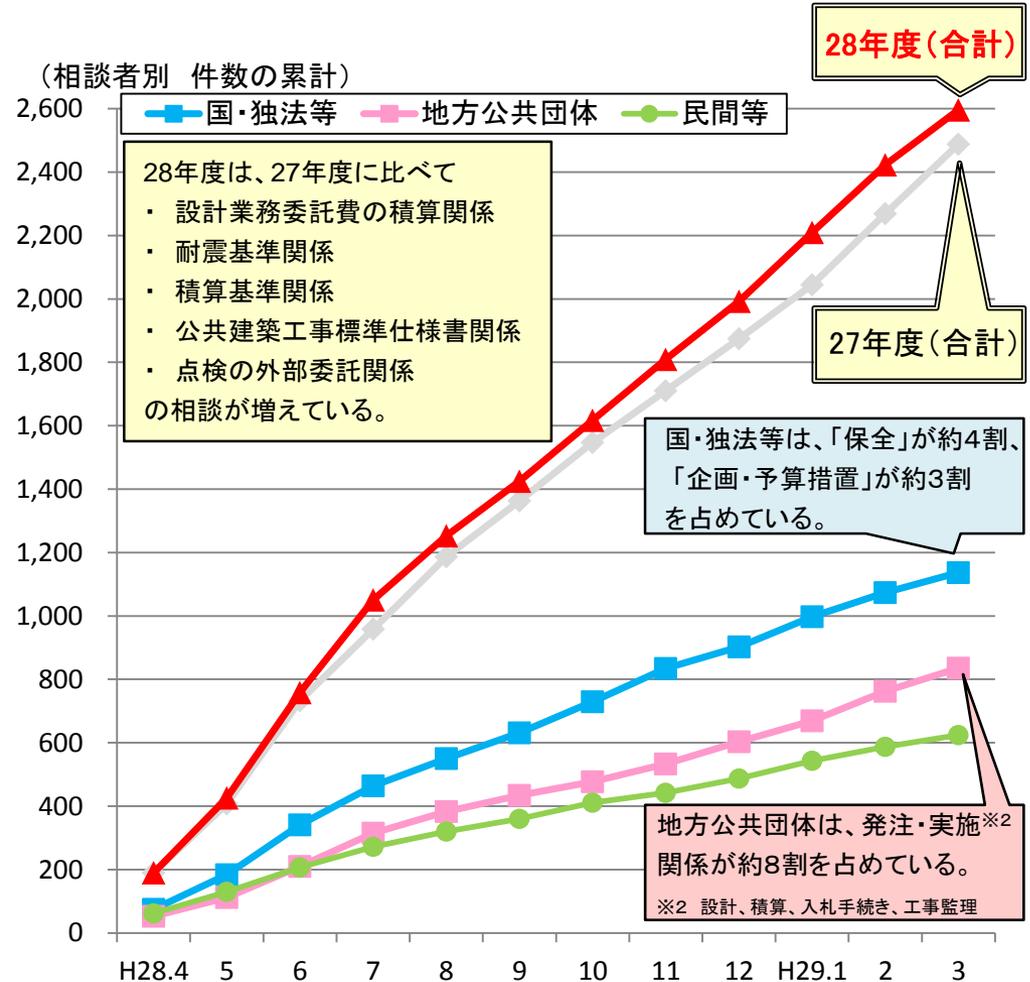
※その他…民間発注者、設計事務所、建設業者等  
(端数処理の関係上、内訳の合計が100%にならない)

## 相談内容の内訳

相談内容	件数	割合
企画・予算措置	397 (340)	15% (14%)
発注・実施	1,406 (1,347)	54% (54%)
設計	417 (464)	16% (19%)
積算	433 (346)	17% (14%)
入札手続き	164 (243)	6% (10%)
工事監理	392 (294)	15% (12%)
保全	622 (578)	24% (23%)
その他	177 (223)	7% (9%)
合計	2,602 (2,488)	100% (100%)

※( )内は、平成27年4月～平成28年3月の件数及び割合

## 相談件数の月毎累計



組織	窓口	電話	内線	対象地域	
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	全国	
			23224		
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	
関東地方整備局	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—	神奈川県	
北陸地方整備局	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県
	営繕部	計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県